

平成27年稲敷市農業委員会第6回総会

〔6月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 5 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 6 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 8 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程 11 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程 10 議案第7号
日程 11 議案第8号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 4番 | 加納昭君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 5番 | 根本脩君 | 20番 | 宮本善助君 |
| 6番 | 小貫和子君 | 21番 | 飯塚恒雄君 |

7番	吉岡一仁君	22番	篠崎惣壽君
8番	山本陽子君	23番	澤邊雅之君
9番	松田守君	24番	野口克行君
10番	村山文雄君	25番	篠崎文夫君
11番	関口邦子君	26番	山下恭一君
12番	山口幸一君	27番	飯沼喜見古君
13番	森田康君	28番	墳本典勇君
14番	木内昌秀君	29番	松本文雄君
15番	坂本雅美君	30番	足立久美子君
16番	宮本昇君	31番	黒田仁君
		32番	川島昇君

欠席委員

2番 遠藤一行君

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

6月16日（火） 第418回常任委員会義
於 水戸市 市町村会館
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

6月17日（水） 稲敷市農業公社理事会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 加納 昭会長

6月23日（火） 平成27年度稲敷地域担い手育成総合支援協議会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 加納 昭会長

6月23日(火) 稲敷市農業振興地域整備促進協議会
於 稲敷市役所東庁舎
出席者 加納 昭会長

午後3時開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成27年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は、31名です。欠席委員は2番、遠藤一行委員の1名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、10番、村山文雄委員、11番、関口邦子委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長(森川春樹君) 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」で

ございます。

なお、申し訳ありませんが、受理番号1番に宅地が1筆入っておりますが、これは今回の農地ではありませんので、削除をお願いします。

受理番号1番から受理番号2番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第2号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、312平方メートルでございますが、申請地に木造2階建て延べ床面積100平方メートルの自己住宅を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）3ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件、合計3件でございます。

受理番号1番阿波崎字逆塩ほか1地区、田5筆、3,013平方メートルについてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。受人の経営状況については別紙審査表のとおりです。

受理番号2番下太田字池ほか7地区、田4筆畑5筆、9,172平方メートルについてでございますが、受人が母より受贈するものでございます。

受理番号3番佐倉字姥神、田4筆、1,542平方メートルについてでございますが、受人が。経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上3件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番は、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。受理番号2番について、川島委員より報告願います。

○32番（川島 昇君）32番、川島です。受理番号2番について報告いたします。さる23日に古澤委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、刈取り、乾燥調整は委託をしております。農作業従事日数は、180日であります。経営面積135アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君）20番、宮本です。受理番号3番について報告いたします。6月22日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、サツマイモ、落花生、野菜等を栽培している農業者です。水稻については委託ということなので、農機具の所有状況は、田植機、コンバイン等は委託をしておりますので、農業用トラクターとテイラーで畑作業をしている野菜農家です。農作業従事日数は150日であります。経営面積240アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 5 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）4ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について1件でございます。

受理番号1番、上馬渡字小路口屋敷畑、畑1筆、1、745平方メートルについてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。調査の結果は、報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、坂本雅美委員より報告願います。

○15番（坂本雅美君）15番、坂本です。受理番号1番について報告いたします。6月18日に高須委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しており、農作業従事日数は、200日あります。経営面積344アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、証明書を交付することに決定いたしました。

日程 6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）5ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番本新，田2筆，0.35平方メートルについてでございますが，申請人が下部でみょうがを栽培し，パネル設置のための支柱部分を一時的に営農型発電設備用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域内であり，農地区分は第1種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で，議案第3号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君）11番，関口です。受理番号1番について，さる22日，加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，一時的に営農型発電設備用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが間違いありませんでした。以上のことから報告書のとおり，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、下君山字寺地内、田1筆、294平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、本新、田1筆、2,900平方メートルについてでございますが、申請人が牛舎用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域内用途変更済、土地改良区域内であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、次4の番につきまして同一事業ですので一括して説明いたします。江戸崎字神倉、田8筆、現況田4筆、7,516平方メートルについてでございますが、申請人が所有権移転と賃貸借権設定により太陽光発電事業施設用地拡張のため転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、中山字岡前、畑1筆、497平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号6番、椎塚字原畑、畑1筆、1,728平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号7番、佐原組新田字佐原組、田1筆、214平方メートルについてでございますが、申請人が資材置場及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○30番（足立久美子）30番、足立です。受理番号1番について、さる22日、墳本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号2番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君）11番、関口です。受理番号2番について、さる22日、加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、牛舎用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号3番から4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○26番（山下恭一君）26番、山下です。受理番号3番、4番について、さる22日、松田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、それぞれ太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると思います。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号5番について、山口委員より報告をお願いいたします。

○12番（山口幸一君）12番、山口です。受理番号5番について、さる23日、遠藤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号6番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○22番（篠崎惣寿君）22番、篠崎です。受理番号6番について報告いたします。さる22日、飯沼委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、太陽光発電事業施設用地として利用するものであり、

周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に、受理番号7番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富男君）17番、篠崎です。受理番号7番について、さる22日、加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり、間違いはなく、資材置場および駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）8ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付1件でございます。

受理番号1番、町田字内出水入、田1筆、125平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告

をお願いいたします。受理番号1番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番，森田です。受理番号1番について，さる22日，飯塚委員，木内委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断いたしました。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより，議案第5号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は，申請のとおり，証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって，本案は，申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。9ページをお開きください。

議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は，農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で，今回は，新規設定が，3件，17筆，25,975.61平方メートルについての利用権の設定です。

受理番号1番，幸田字立波，田1筆，1,999平方メートル，新規設定で，利用目的が水稻，期間が6年，小作料は10アール当たり，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積463アールの水稻を作付けする農家で農作業従事日数190日の認定農業者です。

受理番号2番，市崎字丑新田，地目が原野で現況田を含む，田7筆，15,057.61平方メートル，新規設定で，利用目的が牧草，期間が5年，小作料は10アール当たり，30,000円，設定を受ける者は，経営面積885アールの酪農を主とする農業生産法人で，認定農業者です。

受理番号3番，浮島字関谷，田9筆，8,919平方メートル，新規設定で，利用目的

がレンコン，期間が5年，小作料は10アール当たり，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積285アールのレンコンを作付けする農家で農作業従事日数300日の認定農業者です。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく，ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第7号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）10ページをお開きください。

議案第7号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で，農地中間管理機構として，農地中間管理事業を実施する，茨城県農林振興公社が，中間管理権を取得するものです。今回は，2件，田15筆，30，658平方メートルについてです。

受理番号1番，2番の詳細については，議案書のとおりです。

よろしく，ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について
(中間管理事業)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）11ページをお開きください。

議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の（案）に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、2件、田15筆、30,658平方メートルについてです。借受人につきましては、茨城県農林振興公社が行った公募により公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしているもので、認定農業者であり、特に問題がないと思われま。

受理番号1番、2番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君）その他質疑ありますか、質疑ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これもちまして、平成27年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦勞様でした。

午後3時40分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議長 加納 昭 ⑩

10番委員 村山 文雄 ⑩

11番委員 関口 邦子 ⑩
